

蔵計第143号
昭和39年1月24日

運営規則の協議事項について

法第11条第2項の規定により、各省各庁の長が運営規則を変更する場合は、あらかじめ財務大臣に協議することとされているが、組合支部及び所属所の名称、所在地及びこれらの管轄する行政組織の変更については、今後届出をもって協議することにかえるものとして、取り扱うこととしたから通知する。